

契約書別紙 訪問介護重要事項説明書

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	桜 園
主たる事務所の所在地	和歌山市紀三井寺 437 番地 1
法人種別	有限会社
代表者名	取締役 岡崎 正美
電話番号	0 7 3 - 4 4 1 - 6 4 2 6
指定事業所番号	3070100551
事業の実施地域	和歌山市 海南市

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	訪問介護
運営の方針	入浴・排泄・食事の介護 生活全般にわたる援助 地域の保険・医療・福祉サービスなどの総合的なサービスの提供・相談・助言

3 ご利用事業所の職員体制

常勤換算 2.5 人以上

訪問介護員のうち 常勤換算で介護福祉士を 30%以上 又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修過程修了者・1 級ヘルパーの合計で 50%以上配置している。

4 営業時間

事業所営業日	月曜・火曜・水曜・金曜・土曜 (但し 12/29～1/3 は休日とする)
営業日	年中無休 (但し 12/29～1/3 は休日とする)
事業所営業時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
営業時間	24 時間 (応相談)

5 サービスの概要

訪問介護サービスの種類	内容・標準的な手順	時間	単位あたりの利用料	自己負担の料金
生活援助	調理 買物 掃除 洗濯	20 分以上	2052 円	介護負担割合証の負担割合の額
		45 分以上	2521 円	
身体介護	食事 排泄 衣類着脱 入浴 清拭 整容 体位変換 移乗移動 外出歩行 服薬	30 分未満	2792 円	
		30 分以上	4438 円	
		1 時間以上	6502 円	
早朝・夜間	身体介護	30 分未満	3501 円	

* 初回訪問時加算 2084 円の負担割合分の額

* 処遇改善加算Ⅰ 総単位の 24.5%かかります。

* 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

6 交通費実費

事業所の通常の事業実施地域を越えてサービスを提供した場合は、交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する

1. 事業実施地域以外の境から、片道分を 1 キロメートルあたり 40 円とする。

7 キャンセル・変更料

お客さまの都合によりサービスの利用を中止される場合、下記のキャンセル料が必要です

場合	料金
利用日の前営業日	無料
利用日の当日	利用者負担金の 80%の額
ヘルパーが訪問した時点	利用料全額の 50%の額

* 当事業所の営業日・営業時間にご注意下さい

8 利用料金の支払方法

毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、毎月 15 日にまでお支払い下さい
お支払方法は、紀陽銀行・郵便局・きのくに信用金庫の口座からの引落とし、もしくは集金となります。

お支払い頂きますと、領収書を発行致します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やか
利用者の主治医又は緊急連絡先への連絡を行い、必要な措置を講じます。

事業所にも連絡いたします。

事業所連絡先 073-441-6426 月・火・水・金・土曜日午前8時30分から午後5時30分
サービス提供責任者携帯 070-9048-7165 木・日曜日 午前9時から午後5時

10 相談・意義申立窓口

ご利用者ご相談窓口	事業所		
	ご利用時間	平日 午前 9 時～午後 5 時	
	事業所電話	0 7 3－4 4 1－6 4 2 6	
	各市町村の介護保険相談・苦情窓口		
	和歌山市介護保険課	電話	0 7 3－4 3 5－1 1 9 0
	国保連合会苦情・相談窓口	電話	0 7 3－4 2 7－4 6 6 2
	和歌山県運営適正化委員会	電話	0 7 3－4 3 5－5 5 2 7

11 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当者の地域包括支援センター及び和歌山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実地する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

サービス提供中に、当該事業所の従業員や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

13 身体拘束の禁止

事業所は原則として利用者に対して身体拘束等を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者・養護人に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録します。

身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じます

- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業員に対し身体拘束等の適正化の為の研修を定期的の実施する。

1 4 職場におけるハラスメントの防止

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講ずる。

1 5 業務継続計画の策定等

事業所は感染症非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置をこうじます。

- （１）事業者は従業員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- （２）事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

事業所は感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努めます。

- （１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為に対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図る。
- （２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の為の指針を整備する。
- （３）事業所において従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の研修並びに訓練を定期的実施する。

1 7 その他の事項

* 事業所はサービスの提供に関する記録などを整備しサービスを提供した日から５年間保存します。また利用者及びその家族から閲覧希望がある場合その要望に応じ開示します。

* 職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けています。

- ①採用時研修 採用後６か月以内
- ②継続研修 年１０回以上

* 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持し、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。また職員であった者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。

* 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

* 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱いはできません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者 〒641-0012
和歌山市紀三井寺 437 番地 1
有限会社 桜 園
取締役 岡崎 正美
事業所番号 3070100551
事業所名称 桜 園

説明者 サービス提供責任者 中島 みどり

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項の説明を受けました。
また、居宅介護訪問介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 〒
住所

氏名

利用者代表者 〒
住所

氏名

続柄